

申 立 書

令和 年 月 日

明石市長様

住所
所有者
(取得者)
氏名

このたび、私が建築、又は取得しました下記家屋は、現在のところ未入居の状態にありますが、自己の住宅の用に供するものに相違ありません。

記

1. 家屋の表示

所在地 明石市

家屋番号

2. 家屋の住居表示 (*上記所在地と異なる場合に記入)

3. 入居予定年月日

令和 年 月 日

4. 現在の家屋の処分方法等 (*いずれかに○。処分方法に応じ裏面の添付書類を添付)

- ①売買 ②賃貸 ③現在の家屋が借家 (アパート・社宅・寮等)
④現在の家屋に証明申請者の親族等が居住 ⑤未定

5. 入居が登記の後になる理由

なお、証明書交付後、この申立書に虚偽があることが判明した場合には証明を取り消され、税額の追徴を受けても異議ありません。

※ 申立書の提出にあたり、おもて面【4. 現在の家屋の処分方法等】に応じて下記の書類を添付してください。（*添付書類は〔建設省住民発第 58 号昭和 63 年 11 月 18 日〕による。全て写しで可）

現在の家屋の処分方法等	添付書類	申立書【5.入居が登記の後になる理由】欄 記入文例
①売却 →現在居住の家屋が自分の持家であり売却する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・現在家屋の売買契約(予約)書、媒介契約書等、売却することを証する書類 ・現在の住民票 	
②賃貸 →現在居住の家屋が自分の持家であり他人に賃貸する場合	<ul style="list-style-type: none"> ・現在家屋の賃貸借契約(予約)書、媒介契約書等、賃貸することを証する書類 ・現在の住民票 	
③現在の家屋が借家（アパート・社宅・寮等） →現在居住の家屋が借家であり自分の持家では無い場合	<ul style="list-style-type: none"> ・賃貸借契約書、社宅の使用許可証や家主の証明、登記事項証明書等、現在家屋が自己の所有でないことを証する書類（※住民票上の住所で「市住」や「〇〇社宅」等と表記されており、自己の所有でないことが明らかな場合は不要。） ・現在の住民票 	<ul style="list-style-type: none"> ・物件の引き渡しが未了。 ・現在、引越し準備中のため。 ・現在、結婚準備中のため。 ・子どもが1学期までは今の学校に通学するため。 ・単身赴任のため。妻と子は居住済み。
④現在の家屋に証明申請者の親族等が居住	<ul style="list-style-type: none"> ・親(親族)の申立書等、現在家屋が今後、証明申請者の居住の用に供されるものでは無いことを証する書類（※申立書の様式は任意。親(親族)の記名のもと「現在は証明申請者と同居しているが、今後は同居しない。」旨を申し立てる。） ・現在の住民票 	など、入居が後になる理由を記入
⑤未定 →現在の家屋が自分の持家であるが処分方法等が未定でやむをえず入居が登記の後になる場合	(イ) 資金を借りるために抵当権設定を急ぐ場合	<ul style="list-style-type: none"> ・抵当権設定登記を急ぐため。
	<ul style="list-style-type: none"> ・当該家屋取得資金に係る金銭消費貸借契約書、家屋売買代金の支払期日の記載のある売買契約書等、抵当権設定を急ぐことを証する書類 ・現在の住民票 	
	(ロ) 前住人が未転出であり入居できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・前住人が未転出のため。
	<ul style="list-style-type: none"> ・前住人と証明申請者（又は宅建業者）間の引渡期日の記載のある売買契約書等、前住人が未転出であることを証する書類 ・現在の住民票 	
	(ハ) 本人又は家族の病気等、止むを得ない事情により登記までに入居できない場合	<ul style="list-style-type: none"> ・現在、家族が病気で治療中のため。 ・現在、所有者本人が事故で入院加療中のため。 など、止むを得ない事情を記入